

鹿児島県立図書館基本的運営方針

人づくりに貢献し，成長し続ける図書館

＜県立図書館の4つの役割＞

～支える・役立つ・つなぐ・育む～



令和2年3月

鹿児島県立図書館

<目次>

I	策定の趣旨	1
II	鹿児島県立図書館の現状	2
1	近年の県立図書館の歩み	
2	近年の図書館サービス実態	
III	策定の経緯と目指す図書館像	5
1	策定の経緯	
2	目指す図書館像について	
(1)	本県の施策等の観点から	
(2)	国の公共図書館に係る法令等の観点から	
(3)	県民のニーズ（市町村立図書館等及び来館者等アンケート）の 観点から	
(4)	先進県の研究から	
(5)	図書館協議会委員からの意見聴取	
IV	基本目標及び重点となる事業・指標	11
1	支える図書館（地方奉仕の視点，ネットワーク構築，調査研究の拠点）	
2	役立つ図書館（主に館内奉仕の視点）	
3	つなぐ図書館（居場所としての図書館，交流の場，学びを生かす場としての視点）	
4	育む図書館（子供・大人読書活動推進，人を育む，郷土文化の理解と継承）	

I 策定の趣旨

鹿児島県立図書館は、これまで、県民の生涯学習を支援する中核施設として、幅広い資料を収集・整理・保存するとともに、情報拠点として質の高い資料・情報を効率的に提供し、「県民に役立つ、利用される図書館」を目指してその運営に努めてまいりました。

また、本県の図書館活動充実のため、県立奄美図書館と連携しながら、市町村立図書館の運営や諸活動を支援するとともに、学校図書館、関係機関・団体との連携・協力を図ってまいりました。

近年、急速なグローバル化や情報技術の発展、少子高齢化の進展など地域を取り巻く環境が大きく変化しています。それに伴い、地域課題の複雑化・多様化による図書館に対するニーズの変化、指定管理者制度の導入や首長部局への移管を可能とする制度改正などによる図書館の運営環境の変化等といった、社会の変化に伴う新たな課題への対応が求められています。

また、社会教育法の改正を踏まえた図書館法の改正（平成20年）に伴い、図書館の運営状況についての評価の実施や評価に基づく運営改善、その結果の住民への情報提供等が努力義務化されました。

これらの背景や経緯を受けて、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成13年文部科学省告示）」が改正され、平成24年12月に、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下「24年基準」という。）が告示・施行されました。この「24年基準」の中では、都道府県及び市町村の公立図書館の役割の明確化もなされています。

さらには、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法。令和元年。）も施行され、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けても図書館の重要性は高まっています。

このような図書館を取り巻く動向を踏まえ、おおむね10年後を見据えた鹿児島県立図書館の目指すべき姿と、今後の取組の方向性を示すものとして「鹿児島県立図書館基本的運営方針」を策定しました。

II 鹿児島県立図書館の現状

1 近年の県立図書館の歩み

令和元年で創立117年を迎えた当館は、昭和55年に当地に新築移転し、平成30年度末現在で、蔵書約86万冊を有しています。

平成6年度の電算システム本格導入に伴い、資料検索手続の簡便化、図書館業務の効率化が図られ、インターネット上で、蔵書検索、貸出予約、貸出延長が可能になりました。

平成8年度には県立図書館で借りた本を、居住地の公共図書館(室)に返却できる居住地返却を導入しました。その後、県内市町村図書館(室)との相互貸借も行うようになりました。

平成10年度からは祝日開館を実施し、平成17年度からは仕事帰りの社会人や部活動後の高校生も利用しやすいよう、平日及び土曜日の開館時間を2時間延長し、9時から21時までとしました。

平成12年度には図書館でのボランティア活動を希望する人々を対象にした図書館ボランティア養成講座を開設し、以降その受入れも行っています。

平成25年度からは、平成24年に解散した(財)海音寺潮五郎記念館からの寄附金をもとに、図書購入や記念事業、貴重資料のデジタルアーカイブ化等を実施しています。

平成27年度には雑誌スポンサー制度を導入し、民間事業者に雑誌を広告媒体として提供してもらうことで、図書館資料の充実を図っています。

市町村立図書館(室)の要請により、県立図書館の蔵書を市町村に貸し出すシステムである貸出文庫は昭和22年に開始され、現在もなお、年間で2万冊を超える貸出しが行われています。

読書活動推進については、各地域で実施される研修会に職員を講師として派遣したり、県内の公立・学校図書館職員対象の図書館講座を開催したりしています。特に、鹿児島県図書館大会は、読書活動・図書館活動の一層の充実を図ることを目的として開催しており、毎年公共図書館や学校図書館の関係者約600人が参加しています。

また、所蔵する約86万冊のうち、容易に閲覧に供せない郷土の貴重資料については、年数回、テーマを設け展示を行っています。

このように、県立図書館では、幅広い資料の収集保存公開、市町村立図書館の支援など県の中央的図書館として関係機関と連携しながら、「県民に役立つ、利用される図書館」を目指して取り組んでまいりました。

2 近年の図書館サービス実態【過去10年間の変容等】

(1) 蔵書の構成（冊数）

		平成20年度末	平成30年度末
一般閲覧室用	開架	78,380	114,965
	書庫	459,423	572,652
児童文化室用	開架	48,173	49,555
	書庫	54,484	86,970
地方奉仕用		72,735	31,780
合計		713,195	855,922

- ・ 一般開架資料が約36,000冊，児童文化室開架資料が約1,400冊の増。開架図書を増やすことで利用者が手に取りやすくなるようにしている。
- ・ 地方奉仕用資料の減は，平成29年度まで鹿児島県立図書館整理基準に基づき順次除籍したため。

(2) 利用状況等

		平成20年度	平成30年度
入館者数（人）		625,580	482,087
〈内訳〉	閲覧室等	329,547	293,386
	学習室	296,033	188,701
登録者数 （人）	延登録者数	104,704	143,248
	年度別登録者数	4,646	3,319
貸出冊数（冊）		308,773	320,329
調査相談回答件数（件）		22,492	25,254
書庫資料閲覧冊数（冊）		57,226	47,634
新聞マイクロフィルム閲覧数（巻）		4,924	1,998
館外貸出者数（人）		87,524	84,207
貸出文庫配本冊数（冊）		22,213	22,001

- ・ 入館者数減少が続いているが，大きな要因は学習室の利用者減。
- ・ 貸出冊数は平成28年度に29万冊台まで減少するが，その後2年間増加している。

- ・ 書庫資料閲覧冊数は平成27年度に43,100冊まで減少。その後増加している。
- ・ 新聞マイクロフィルム閲覧数は、フィルム劣化のため減少が続き平成29年度に初めて1,807巻と、2,000巻を割った。

(3) 全国都道府県立図書館との比較 (数値上段は奄美図書館との合算。〔 〕内は全国平均)
(全国平均は、全国の総計を都道府県数で除した数値)

	平成19年度末	平成29年度末
蔵書冊数 (千冊)	828 [861]	1,055 [1,048]
	県立：699 奄美：129	県立：830 奄美：225
受入冊数 (冊)	23,360 [27,379]	26,571 [20,878]
	県立：20,394 奄美：2,966	県立：20,356 奄美：6,215
個人への貸出冊数 (千冊)	368 [400]	429 [351]
	県立：297 奄美：70	県立：312 奄美：117
図書館等への貸出冊数 (冊)	27,559 [22,222]	35,127 [20,982]
	県立：26,977 奄美：582	県立：33,868 奄美：1,259

[データは『日本の図書館2008』，『日本の図書館2018』から]

- ・ 奄美図書館との合算では、平成29年度末はすべての項目で全国平均を上回っている。
- ・ 奄美図書館の貸出冊数がこの10年で大幅に伸びている。

(4) 県内公立図書館と全国公立図書館との比較 (*〔 〕内は全国の平均等)

	平成19年度末	平成29年度末
蔵書冊数 (人口百人当冊数)	266.1 [293.6]	342.1 [349.7]
受入冊数 (人口千人当冊数)	136.3 [146.0]	100.1 [125.4]
館外個人貸出 (人口百人当冊数)	276.4 [501.9]	318.1 [522.7]
館外団体貸出 (千冊)	277 [総数17,434]	451 [総数24,275]

[データは『日本の図書館2008』，『日本の図書館2018』から]

- ・ 県内公立図書館の蔵書冊数は、全国平均程度まで伸びてきた。
- ・ 館外個人貸出数は、10年前と比べて若干差が縮まってはきているが、依然全国平均を大きく下回っている。(一人当たりの差が2冊以上)

Ⅲ 策定の流れと目指す図書館像

1 策定の流れ

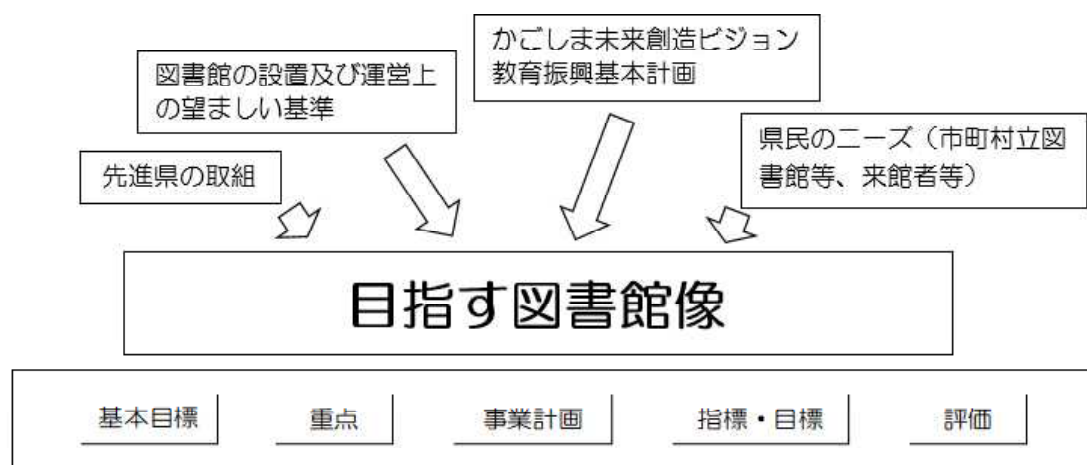
今回の「鹿児島県立図書館基本的運営方針」策定に当たっては、前述した鹿児島県立図書館の現状を踏まえながら、その方向性として以下の5つを柱として検討してきました。

- (1) 基本的運営方針の策定及び評価項目の設定については、当館の現運営方針及び努力点をベースに、また、運営に関する評価指標は、先行研究及び他県の状況等を踏まえて検討を行う。
- (2) 評価項目の設定や評価方法の検討において、奄美図書館とも連携を図る。
- (3) 館内の図書館評価委員会を柱に、新たな組織を設計し全館体制で取り組む。
- (4) その際、「24年基準」で述べられている、都道府県立図書館の設置及び運営の基本及び県の上位計画等を十分踏まえたものとする。
- (5) 策定に当たっては、アンケート等による県内市町村立図書館（室）及び県民ニーズの調査を踏まえたものとする。

この方向性をもとに、平成30年10月から令和元年12月にかけて

- 図書館内での10年後を見据えた県立図書館像等のワークショップや協議
- 県内市町村立図書館（室）へのアンケート実施
- 県立図書館利用者へのアンケートの実施
- 望ましい図書館像及び他県の図書館運営方針・図書館評価に関する研究
- 図書館協議会委員への原案に対する聞き取り調査を実施し、今後おおむね5年後までの基本方針として作成しました。

【基本的運営方針策定に向けたイメージ図】



2 目指す図書館像について

(1) 本県の施策等の観点から

本県は「かごしま未来創造ビジョン」において、「『鹿児島に生まれてよかった。鹿児島に住んでよかった。』と実感できる鹿児島」を目指す姿とし、「1 ひとが輝く鹿児島～地域に誇りを持ち多彩な個性と能力を発揮～」、「2 ひとが潤う鹿児島～どこよりも幸せを実感～」 「3 ひとを魅了する鹿児島～元気な産業と世界に選ばれる逸品を創出～」の3つの鹿児島の実現に向けて、12の施策展開の基本方向を設定しています。図書館は、その中の「地域を愛し世界に通用する人材の育成と文化・スポーツの振興」にある「鹿児島の発展を牽引する人材の育成」に位置付けられ、生涯学習環境の充実の観点から、知の拠点として人々の成長を支援するという図書館の役割を通して、この3つの鹿児島の実現に向けて貢献することが期待されています。

これらは、鹿児島県教育振興基本計画（平成31年2月策定）における教育振興基本目標「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」につながります。図書館は、この基本計画の中で、生涯を通して学び活躍できる環境として、県民の多様化・高度化するニーズや現代的課題に対応した学習機会を提供し、生涯にわたって学び直しのできる環境としての役割を果たす機関として県民の期待に応える役割があります。

そのため図書館は、これらの基本的施策等を踏まえた運営を展開していきます。

(2) 国の公共図書館に係る法令等の観点から

公共図書館における運営とその評価については、近年以下のような経緯をたどっています。

- ・ 平成13年「公共図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（数値目標の設定と自己評価，評価結果の住民への公開：努力義務）

↓

- ・ 平成20年「図書館法」改正（図書館の運営状況に関する評価と改善及び運営状況に関する情報提供：努力義務）

↓

- ・ 平成24年「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（自己評価＋外部評価・第三者評価，インターネット等を通じての評価結果の公開：努力義務）

また、「24年基準」においては、都道府県及び都道府県立図書館の役割が明確化され、「設置の基本」では、図書館の拡充及び住民への適切なサービス，県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立った市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等が述べられています。また、「運営の基本」では、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえたサービスの実施や読書活動の振興及び地域の情報拠点としての運営に努めるとともに、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助や図書館間の連絡調整等の推進等が努力義務として明記されています。

県立図書館の運営方針においてもこれらの観点を踏まえた図書館像の設定と方針の策定に当たりました。

(3) 県民のニーズ(市町村立図書館等及び来館者等アンケート)の観点から

ア 市町村立図書館へのアンケート（対象：30市町村）

令和元年7月に実施した市町村立図書館等へのアンケート（「24年基準」の項目の中から特に重点的に取り組んでもらいたいものについて2つに絞って回答）の結果は以下のとおりでした。

- 情報化・国際化の進展に留意した情報やスキル等の紹介及び図書館長の研修の充実といった「図書館の職員の研修」に関するもの（12件）
- 県立の学校への支援や団体貸出し・調べ学習のセット貸出しやデジタル図書等の貸出しを含めた「資料の紹介・提供」に関するもの（9件）
- 指定管理者制度による図書館運営の在り方や著作権に関する手引

書等の作成等,「その他,図書館の運営」に関するもの(8件)

- 図書館のハイブリッド化や館外貸出禁止資料のデジタルアーカイブによる閲覧可能化への要望など「図書館資料」に関するもの(5件)
- 市町村同士の相互貸借に対する物流支援や県立学校等への団体貸出し・調べ学習セット貸出しサービスなどの図書館物流支援など「円滑な搬送の確保」に関するもの(4件)
- その他,協力レファレンス(「情報サービス」),公共図書館のIT化(「施設・設備」),図書館運営に関する各種調査(「調査研究」)に関するもの(それぞれ1件)

これらの市町村立図書館等のニーズを踏まえて,運営方針及び事業計画の検討をしました。

イ 来館者・非来館者へのアンケート

令和元年7月に実施した来館者・非来館者へのアンケート(今後,県立図書館に充実してほしいサービスについて)の結果は,以下のとおりでした。

【来館者】(県立図書館に来館した回答者321人 <複数回答あり>)

<図書館資料>

- ㊦ 図書の充実 61.4%
- ㊧ 雑誌の充実 25.9%
- ㊨ 郷土(鹿児島県)に関する資料の充実 14.3%

<図書館サービス>

- ㊦ 高齢者に対するサービス 19.9%
- ㊧ 調査相談(レファレンスサービス)の充実 18.4%
- ㊨ 障害者に対するサービス 14.3%

<支援・連携・施設設備・講座等>

- ㊦ ボランティア活動等の促進 32.4%
- ㊧ Wi-Fi環境の整備 21.2%
- ㊨ 職員研修の充実 20.6%

【非来館者】(市町村立図書館等利用者(563人)及びホームページ(9人)での回答者572人)

<図書館資料>

- ㊦ 図書の充実 43.5%
- ㊧ 郷土(鹿児島県)に関する資料の充実 21.9%
- ㊨ 雑誌の充実 17.7%

<図書館サービス>

- (ア) 障害者に対するサービス 16.3%
- (イ) 調査相談（レファレンスサービス）の充実 15.7%
- (ロ) 外国人等に対するサービス 14.3%

<支援・連携・施設設備・講座等>

- (ア) ボランティア活動等の促進 33.0%
- (イ) 職員研修の充実 31.3%
- (ロ) Wi-Fi環境の整備 26.4%

来館者・非来館者の期待するものは、館内サービスに係るものが上位を占めました。それ以外にも自由記述の中で、例えば「館内の温度をもう少し快適にしてほしい」「返却ポストを増やしてほしい」などの「施設・設備」に関する要望が多く見られました。また、「誰もが『居場所』として活用できる図書館にしてほしい」「他業種交流スペースを作ると面白い」「利用者が一緒になって開催できるイベントの充実」といった滞在型図書館や交流・参加型イベントへの要望等を含め、図書館の新たな役割を期待する声がありました。さらに、館外サービスについて要望が多かったのが「地方の図書館同士の相互貸借の改善」「学校図書館にも直接搬送してほしい」「相互貸借をネットで可能にできないか」など「円滑な搬送の確保」についてのものでした。

(4) 先進県の研究から

運営方針の策定に当たっては、県外の先進する図書館等への訪問を実施するとともに、関連する資料を提供していただき、それぞれの方針及び事業計画について研究してきました。また、平成30年度の九州各県立及び政令指定都市立図書館長会においては、「基本的運営方針の策定に関する各県の取組について」を協議事項として提案し、それぞれの図書館の運営方針及び評価の在り方等について研究してきました。

(5) 図書館協議会委員からの意見聴取

以上の4つの観点・研究から、具体的な運営方針の原案を作成し、図書館協議会委員への意見聴取を経て、鹿児島県立図書館の目指す姿と4つの役割（使命）、指標・目標等を以下のように決めました。

【鹿児島県立図書館の目指す姿】

「人づくりに貢献し、成長し続ける図書館」

<県立図書館の4つの役割> 「支える・役立つ・つなぐ・育む」

目指す姿については、「支える」「役立つ」「つなぐ」「育む」の4つの役割が達成された結果が、「上位目標である県の方針とどのように結び付くのか」という視点で考えて設定しました。また、「人づくりに貢献するためには、図書館を利用することで成長していく人や社会と共に図書館も成長し続けることが必要である」という考え方にに基づき設定しました。

【県立図書館の目指す姿】

人づくりに貢献し、成長し続ける図書館

【目指す姿を実現するための4つの役割】

支える 役立つ つなぐ 育む

【4つの役割を果たすための重点取組事項】

- | | | | |
|--|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 市町村図書館支援の充実 2 ネットワークの構築 3 図書館運営研究の拠点 4 図書館協議会等の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 1 利用者に対応したサービスの充実 2 課題解決支援・学習の充実 3 郷土資料（地域資料）の網羅的な収集とデジタル化 4 図書館資料の計画的な整備 | <ul style="list-style-type: none"> 1 場と人をつなぐ環境づくり 2 人と人をつなぐ環境づくり 3 情報を人とをつなぐ環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> 1 子供読書活動の推進 2 大人読書活動の推進 3 郷土の人・文化の理解と継承 |
|--|--|--|---|

【目指す姿を実現させるための指標・目標】

県民一人当たりの貸出冊数 ・ 市町村満足度	貸出＋書庫閲覧冊数 ・ 利用者満足度	入館者数 ・ 利用者満足度	研修会等の参加人数 ・ 講座等の参加者満足度
-----------------------------	--------------------------	---------------------	------------------------------

IV 基本目標及び重点となる事業・指標

1 支える図書館（地方奉仕の視点、ネットワーク構築、調査研究の拠点）

<基本目標1> 【主要指標：県民一人当たりの貸出冊数・市町村満足度】

鹿児島県立図書館は、県立奄美図書館との連携を図りながら、県内の公共図書館（室）が多様なサービスを提供できるよう、ネットワークの構築や研究・研修の充実等に努めることにより、「支える」図書館を目指します。

<重点施策及び事業等>

1 市町村図書館支援の充実 【参考指標：図書館等への貸出冊数】

- 1-1 市町村立図書館等の要求に応える資料の充実
- 1-2 貸出文庫の充実
- 1-3 県内の相互貸借の充実
- 1-4 図書物流システムの充実

2 ネットワークの構築 【参考指標：居住地返却の冊数・横断検索への接続市町村数】

- 2-1 電算システムの維持管理及び充実
- 2-2 県内公共図書館（室）との連携
- 2-3 関係行政機関，学校，他の社会教育施設，民間の関係団体等との連携
- 2-4 大学図書館との連携

3 図書館運営研究の拠点 【参考指標：講座等への参加者数】

- 3-1 県図書館大会の充実
- 3-2 図書館「総合」講座等の充実
- 3-3 モデル図書室としての児童文化室の充実
- 3-4 職員に対する計画的・継続的・段階的な研修の実施
- 3-5 県内全公立図書館（室）等の巡回訪問

4 図書館協議会等の充実 【参考指標：「県立図書館を語る会」の参加者数】

- 4-1 図書館協議会の充実
- 4-2 図書館評価等の実施・公開（アンケート，外部評価）
- 4-3 「県立図書館を語る会」などの場の設定

2 役立つ図書館（主に館内奉仕の視点）

＜基本目標 2＞ 【主要指標：貸出＋書庫閲覧冊数・利用者満足度】

鹿児島県立図書館は、県の情報拠点として、県民や地域の課題解決支援が図れるよう、多様化・高度化する県民のニーズに応える資料の収集・保存や情報提供等に努めることにより、「役立つ」図書館を目指します。

＜重点施策及び事業等＞

- 1 利用者に対応したサービスの充実 【参考指標：利用者満足度】
 - 1-1 ユニバーサルデザインの視点に立ったサービスの充実
 - 1-2 Wi-Fi等情報通信環境の整備
 - 1-3 図書館のハイブリッド化に向けた調査・研究

- 2 課題解決支援・学習支援の充実 【参考指標：レファレンス検索データ入力件数】
 - 2-1 レファレンスサービス等の情報サービスの充実
 - 2-2 課題解決支援コーナー等の充実
 - 2-3 課題解決支援等に関する講座、講演会の実施

- 3 郷土資料（地域資料）の網羅的な収集とデジタル化 【参考指標：デジタル化資料数】
 - 3-1 郷土資料（地域資料）の網羅的な収集
 - 3-2 郷土資料及び地方行政資料の電子化
 - 3-3 貴重資料のデジタルアーカイブ化

- 4 図書館資料の計画的な整備 【参考指標：蔵書冊数】
 - 4-1 資料収集方針に基づく収集・整備及び重点収集資料の検討
 - 4-2 デイジー図書の収集
 - 4-3 雑誌スポンサー制度の実施と活用
 - 4-4 計画的な蔵書管理（含：書庫増設に向けた対応）

3 つなぐ図書館（居場所としての図書館，交流の場，学びを生かす場としての視点）

<基本目標3>

【主要指標：入館者数・利用者満足度】

鹿児島県立図書館は，県民が新たな知を創出できるよう，居心地の良い空間やコミュニケーション空間の充実を図りながら，知識や知恵，情報の交流の場づくりに努めることにより，人と人，人と情報を「つなぐ」図書館を目指します。

<重点施策及び事業等>

1 場と人をつなぐ環境づくり

【参考指標：利用者満足度】

- 1-1 居心地の良い空間・居場所づくり（含：施設設備の補修・改修）
- 1-2 積極的・計画的な広報活動及び情報発信
- 1-3 危機管理に係るマニュアルの充実
- 1-4 図書館へのアクセス面の整備

2 人と人をつなぐ環境づくり

【参考指標：交流イベント参加者数】

- 2-1 コミュニケーション空間の創出
- 2-2 交流イベントの開催
- 2-3 研修室貸出しの促進

3 情報と人をつなぐ環境づくり【参考指標：ボランティア活動者数・HPのリンク数・SNSフォロワー数】

- 3-1 自主的・自発的な学習活動の支援
- 3-2 多様なボランティア活動の促進
- 3-3 HP・SNSを活用した情報提供及び情報交流の場づくり

4 育む図書館（子供・大人読書活動推進，人を育む，郷土文化の理解と継承）

<基本目標4> 【主要指標：研修会等の参加者数・講座等の参加者満足度】

鹿児島県立図書館は，県民の読書活動を積極的に推進するとともに、郷土の人や歴史等への理解を深める場の提供に努めることにより，県民が生涯にわたって読書に親しみ，郷土に学ぶ心を「育む」図書館を目指します。

<重点施策及び事業等>

1 子供読書活動の推進 【参考指標：講座等参加者数】

- 1-1 学校図書館支援の充実
- 1-2 「1日20分読書」運動の推進
- 1-3 読書活動推進スキルアップ事業

2 大人読書活動の推進 【参考指標：大人向けイベントの参加者数】

- 2-1 読書活動推進スキルアップ事業（再掲）
- 2-2 大人向けイベントの実施
- 2-3 大人の読書活動（朗読会等）の支援

3 郷土の人・文化の理解と継承 【参考指標：資料展等の参加者数】

- 3-1 海音寺潮五郎記念事業の充実
- 3-2 貴重資料関連行事の実施
- 3-3 郷土の人コーナーの運営・充実

<資料編 目次>

□ 鹿児島県図書館アンケート

来館者・非来館者…………… 1

市町村図書館（室）……………13

□ 関係法令等

図書館法……………15

図書館の設置及び運営上の望ましい基準……………17

図書館の自由に関する宣言……………22

鹿児島県立図書館アンケート（令和元年6～7月）主な集計結果

■回答者数

【来館者】 来館回答者数 321人（県立図書館での回答者）

【非来館者】 非来館回答者数 572人（ホームページでの回答者9人／市町村立図書館での回答者563人）

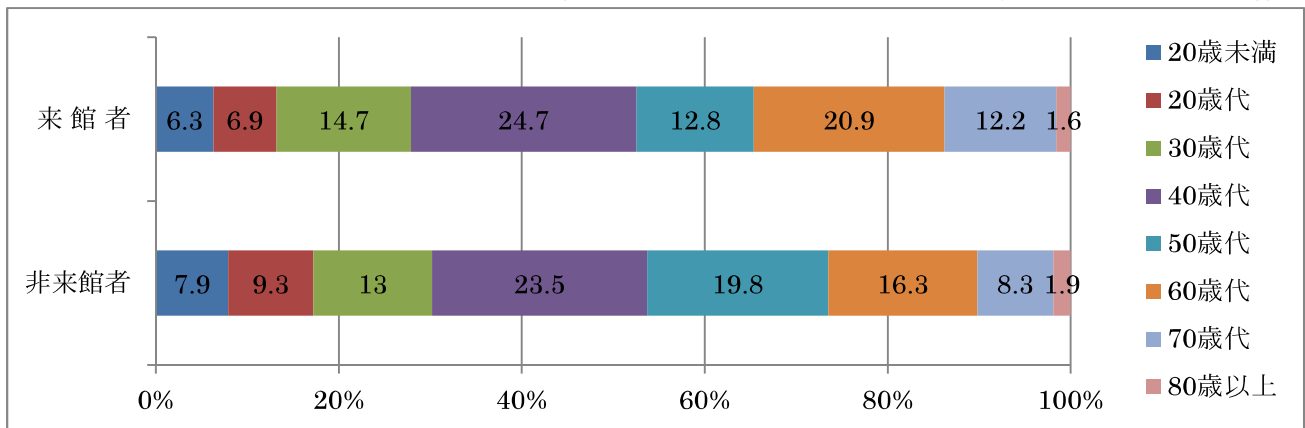
1 県立図書館の利用について

（1）回答者の年齢層

※ 1 端数処理のため、合計が100%にならない場合があります。

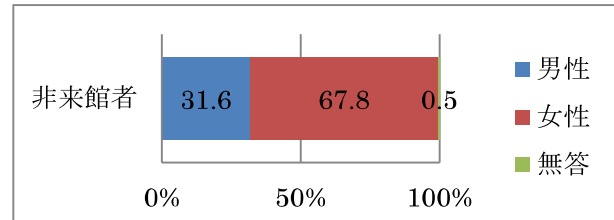
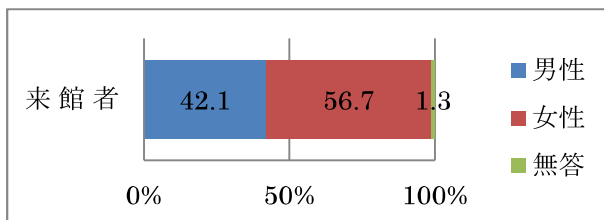
※ 2 単位：%

※ 1, ※ 2ともに以下同様



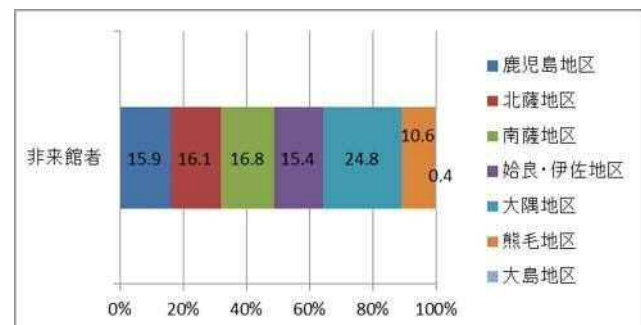
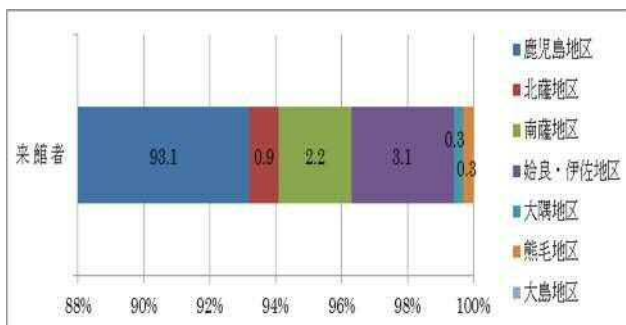
回答者の年齢層は、「非来館者」に比べ「来館者」が、やや高くなっている。

（2）回答者の性別



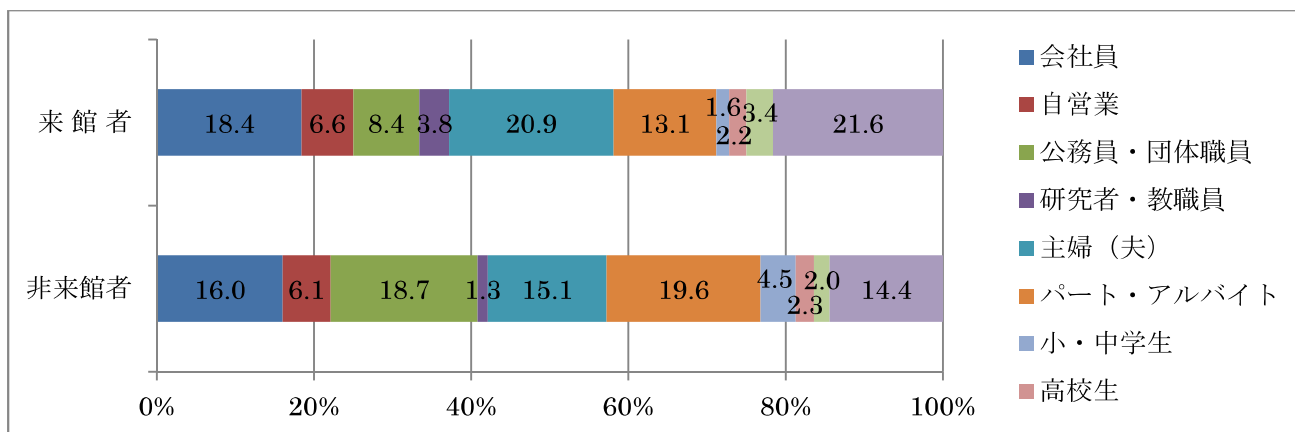
「来館回答者」, 「非来館回答者」とともに、女性の回答者が多くなっている。

（3）回答者の住所



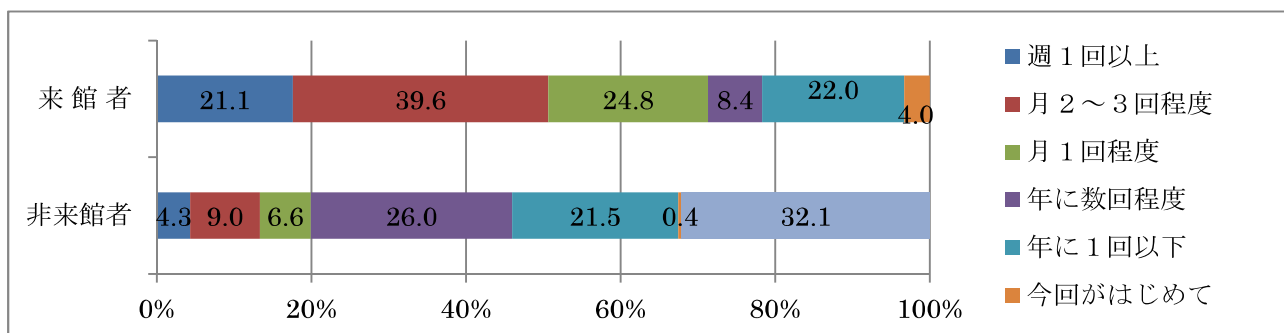
「来館者」の93.1%は鹿児島市在住者。「非来館者」の鹿児島, 北薩, 南薩, 始良・伊佐の各地区は約15%。

(4) 回答者の職業等



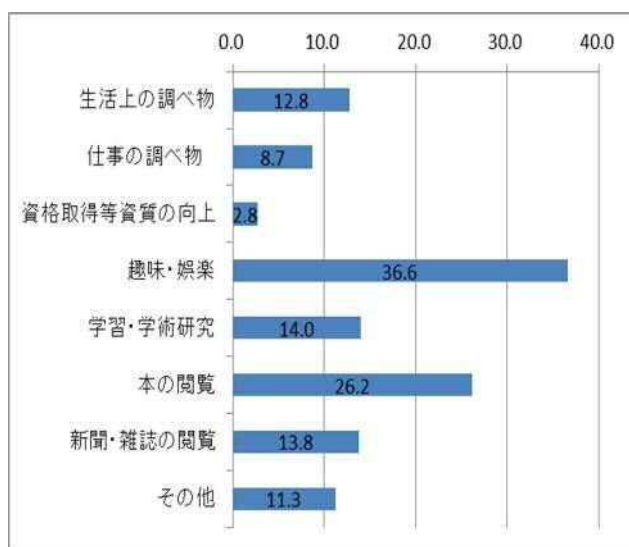
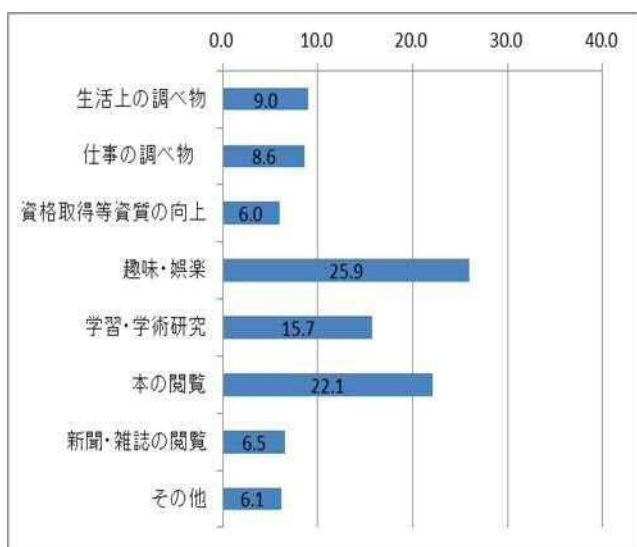
「来館者」の就労者（パート等含む）61.7%は、「非来館者」の就労者（パート等含む。）50.3%より高くなっている。

(5) 県立図書館の利用頻度



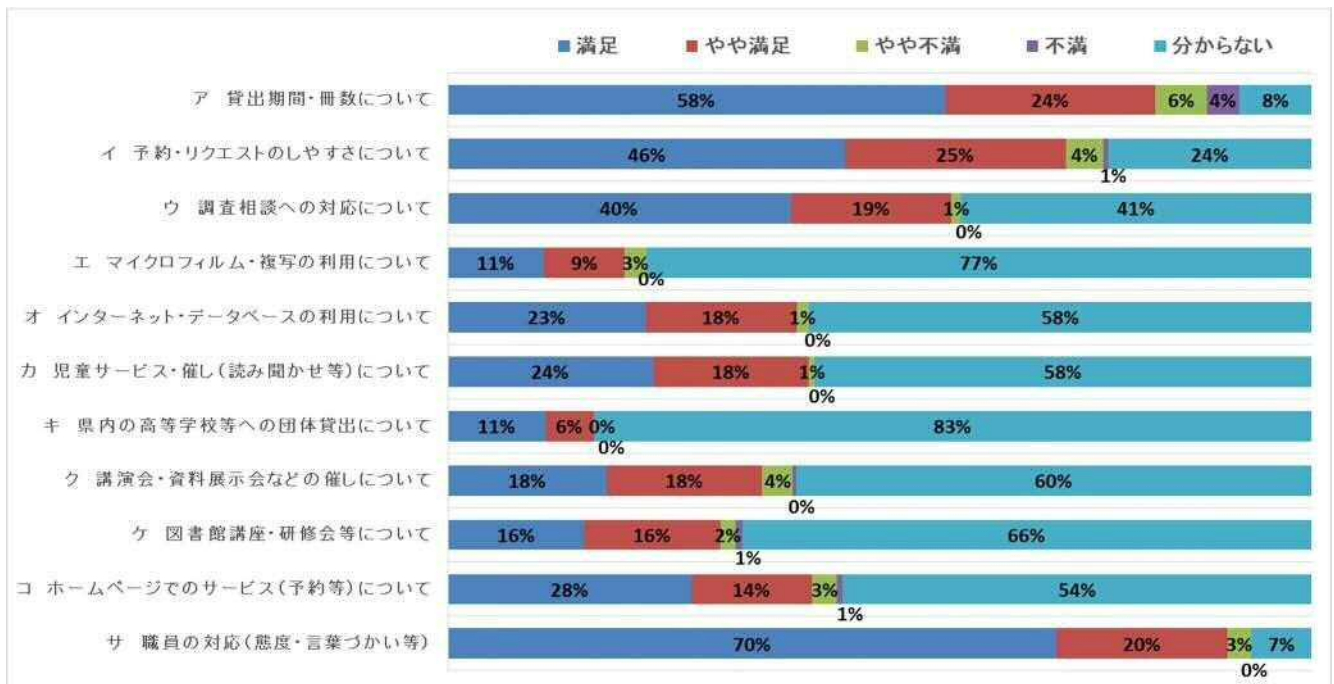
月に1回以上利用される方は、「来館者」で85.5%、「非来館者」で19.9%となっている。

(6) 県立図書館の利用目的（※複数回答可）



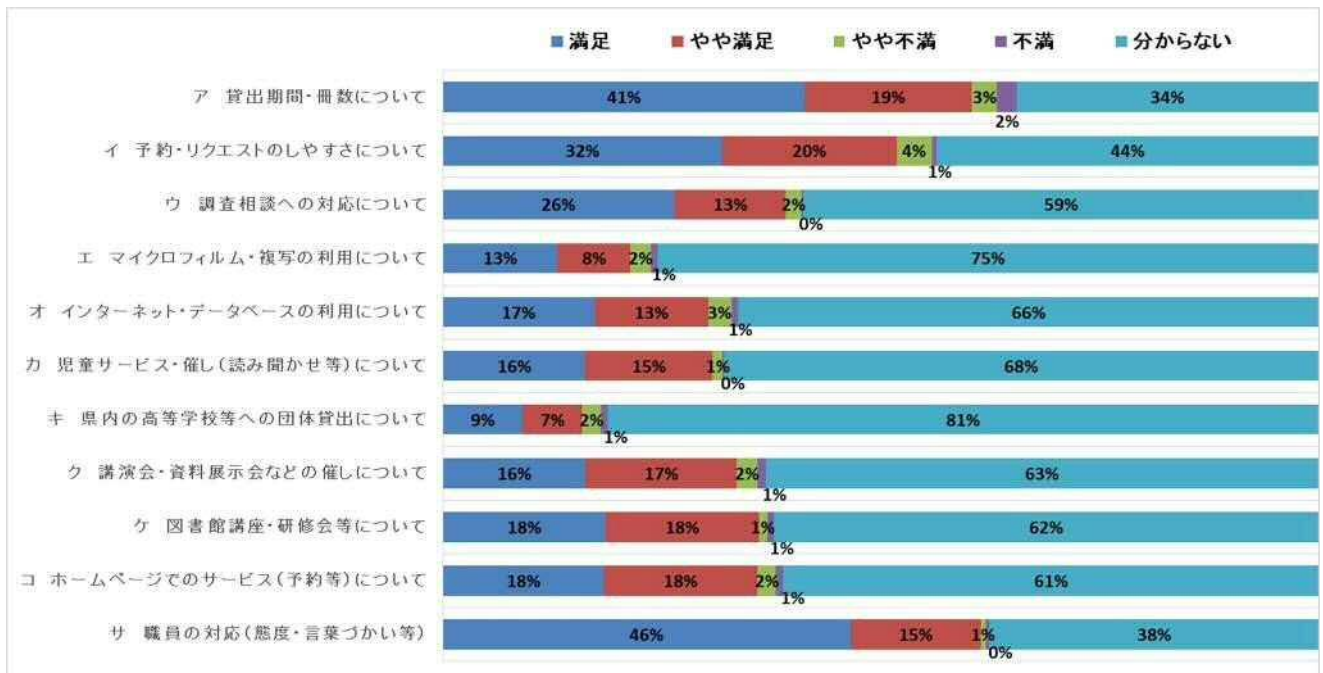
最も割合が高いのは「趣味・娯楽」であり、「来館者」で25.9%、「非来館者」で36.6%。2番目に割合が高いのは、「本の閲覧」で、「来館者」で22.1%、「非来館者」で26.2%。

2 県立図書館のサービスについて 【来館者】



- 現在の貸出期間、冊数についてはおよそ8割の方がやや満足以上の回答。
- 予約、リクエスト等のサービスについても7割以上がやや満足以上の回答だが、まだ認知されていない方が2割23.5%ある。
- 調査相談のやや満足以上はおよそ6割だが、4割程度はその利用についてわからないと答えている。
- マイクロフィルム、高校への団体貸出については認知度が低い。
- 職員の対応については、9割がやや満足以上と回答。

【非来館者】

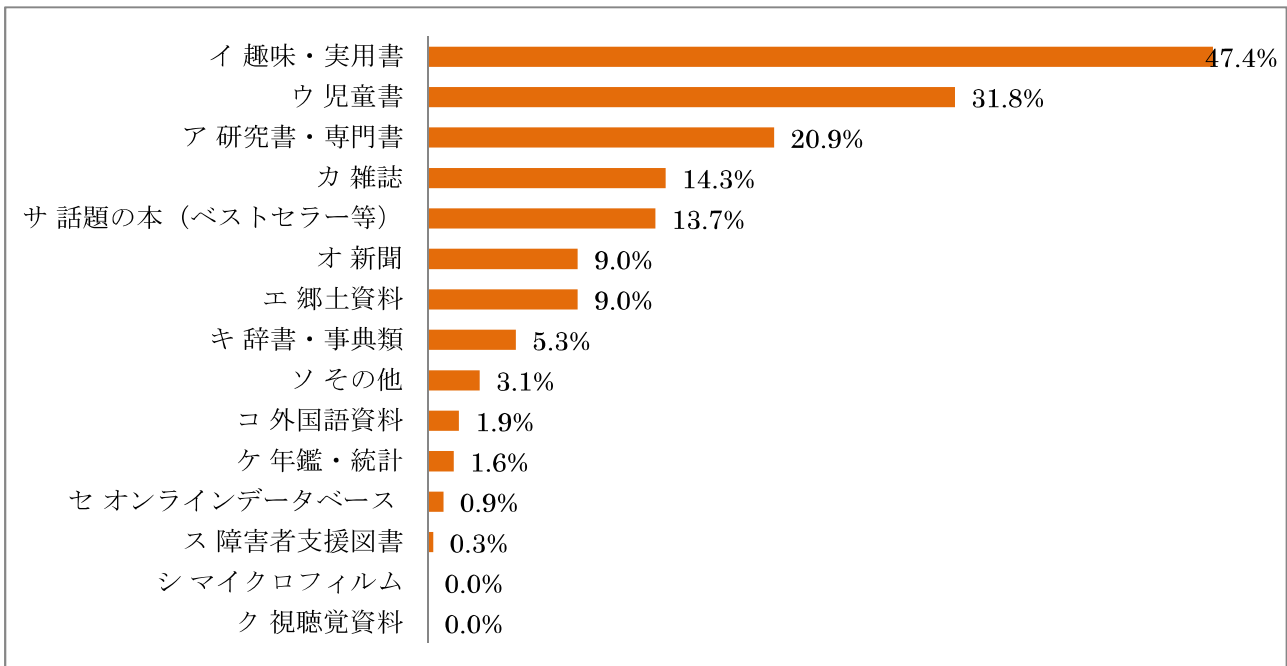


- 現在の貸出期間、冊数については、およそ7割の方がやや満足以上の回答。
- 予約、リクエスト等のサービスについては認知されていない方が4割程度いる。
- すべての項が来館者のアンケートと同じような結果になっていますが、講演会、図書館講座等について不満の割合が多くなっている。

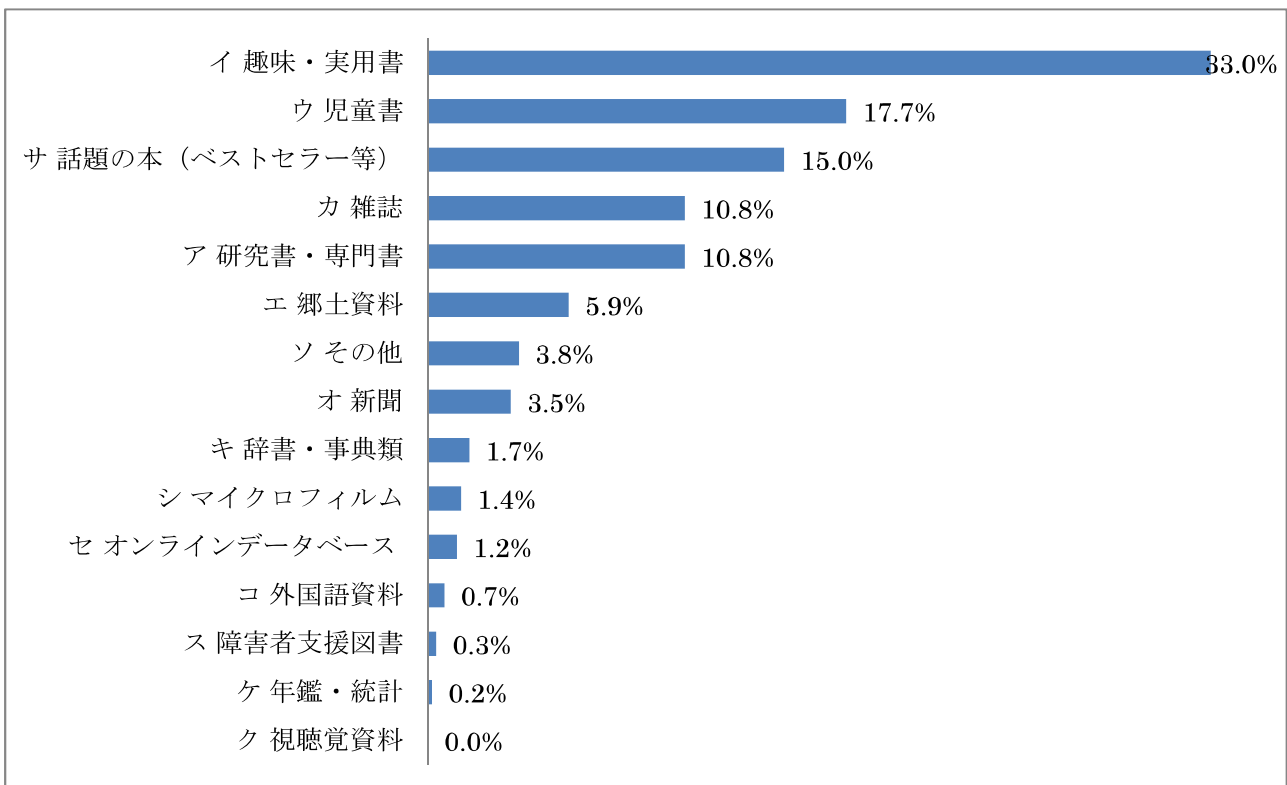
3 県立図書館の蔵書資料について

(1) よく利用される資料はどれですか。

【来館者】



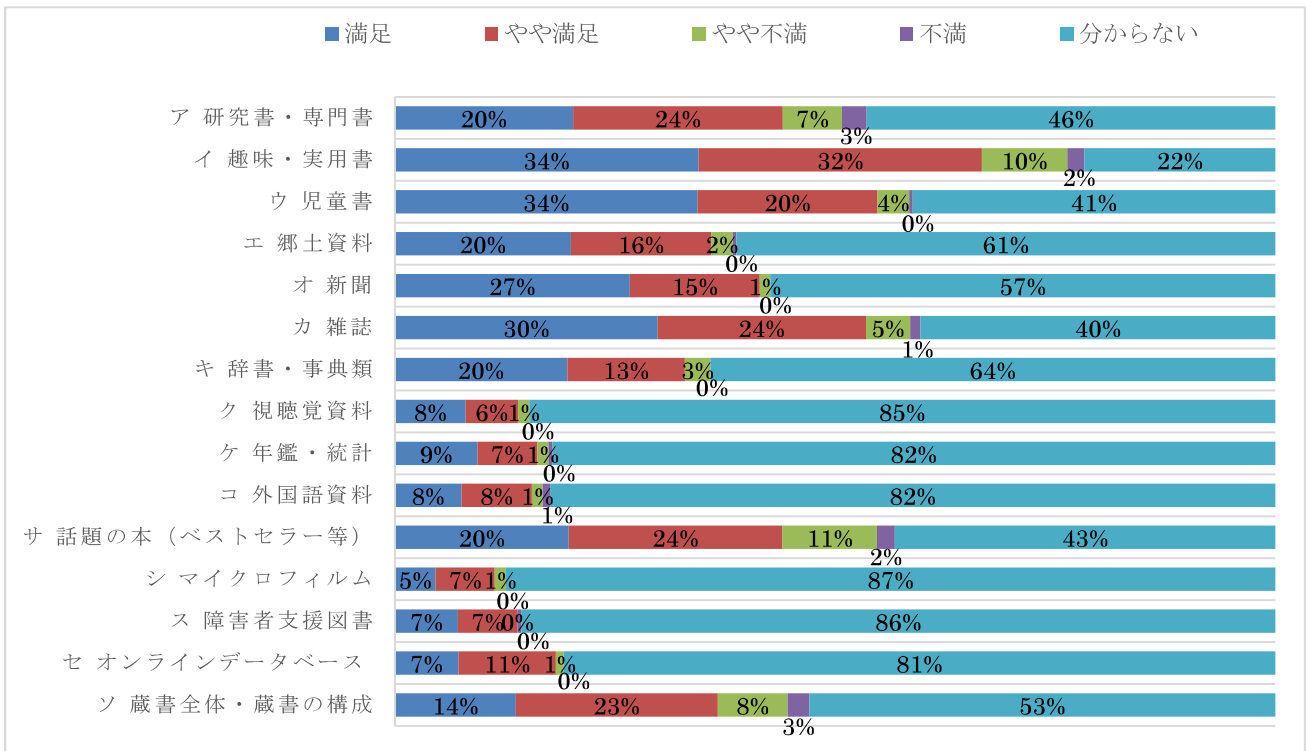
【非来館者】



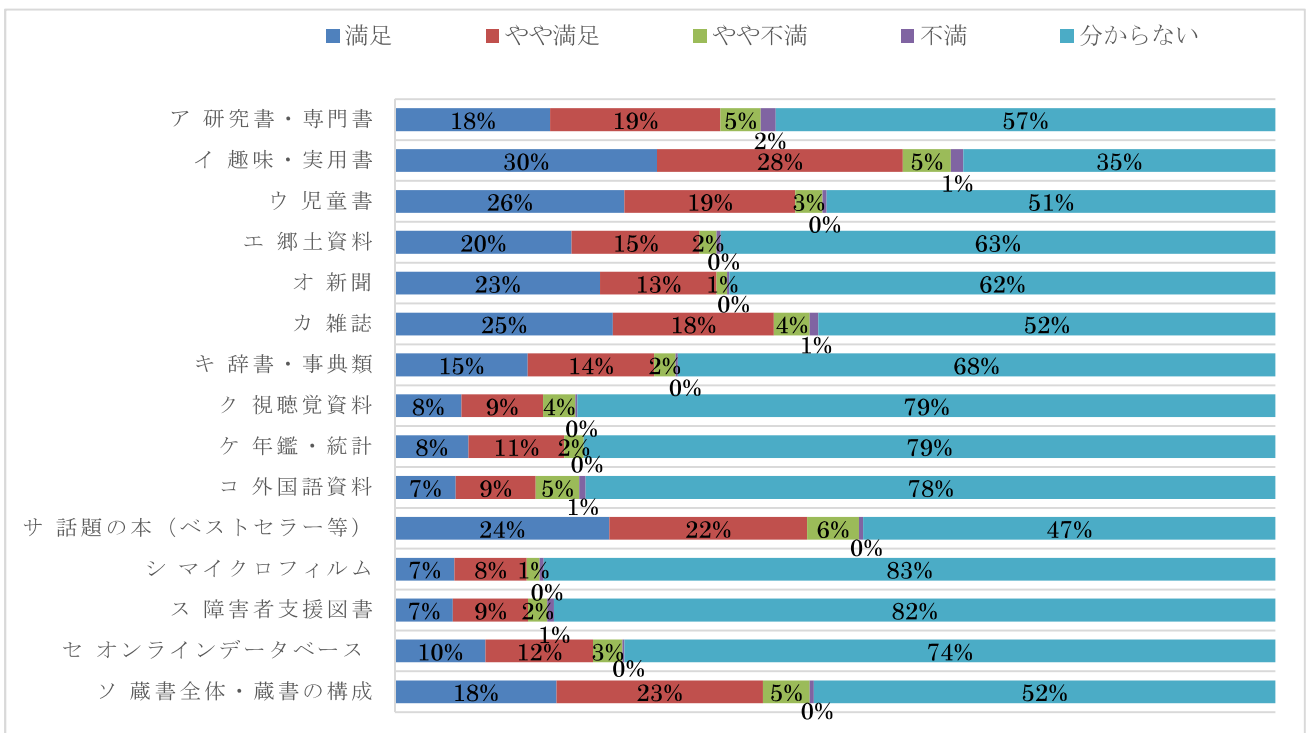
「来館者」では「趣味・実用書」が最も多く、次いで「児童書」、「研究書・専門書」をよく利用すると回答されているが、「非来館者」では「趣味・実用書」が最も多く、次いで「児童書」、「話題の本（ベストセラー・賞受賞作品等）」となっている。

(2) 図書館の資料についての満足度をお聞かせください。

【来館者】



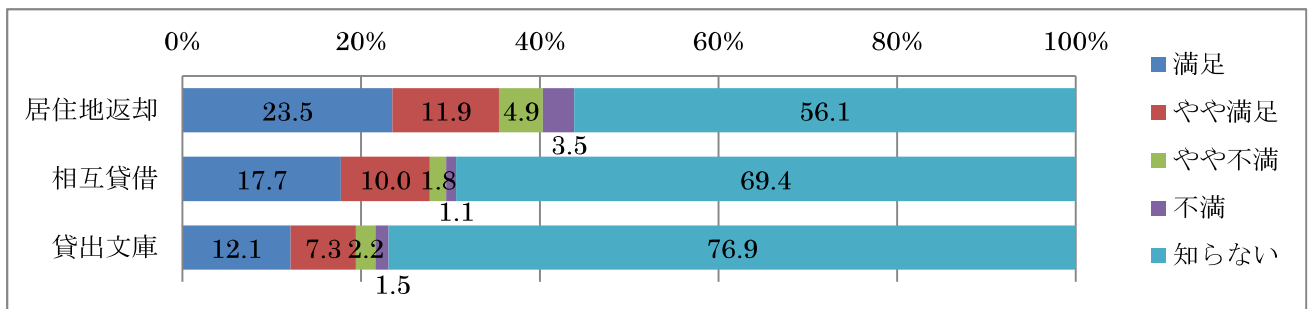
【非来館者】



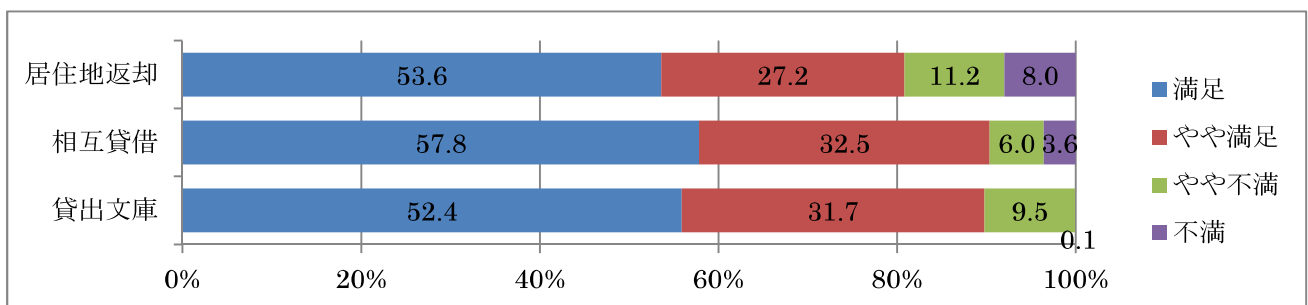
「やや不満」又は「不満」と回答された割合が高いものは、「来館者」では「話題の本（ベストセラー等）」、「趣味・実用書」、「蔵書全体・蔵書の構成」の順となっており、「非来館者」では「研究書・専門書」、「趣味・実用書」、「話題の本（ベストセラー等）」となっている。

4 市町村立図書館を通じたサービスについて

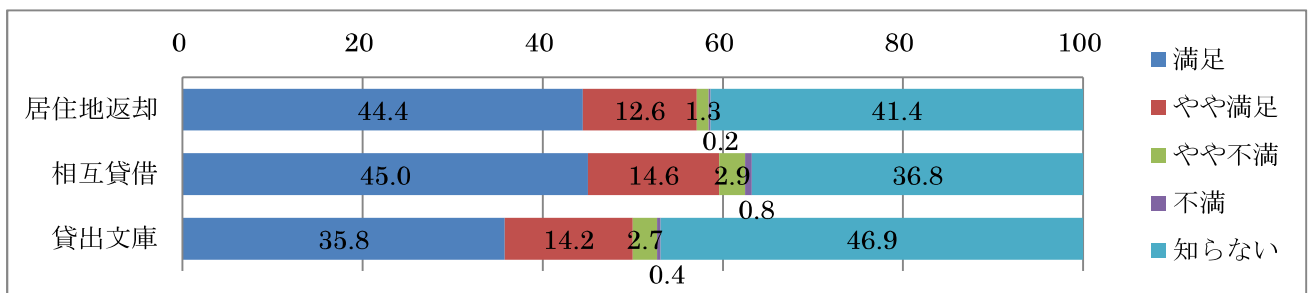
【来館者】



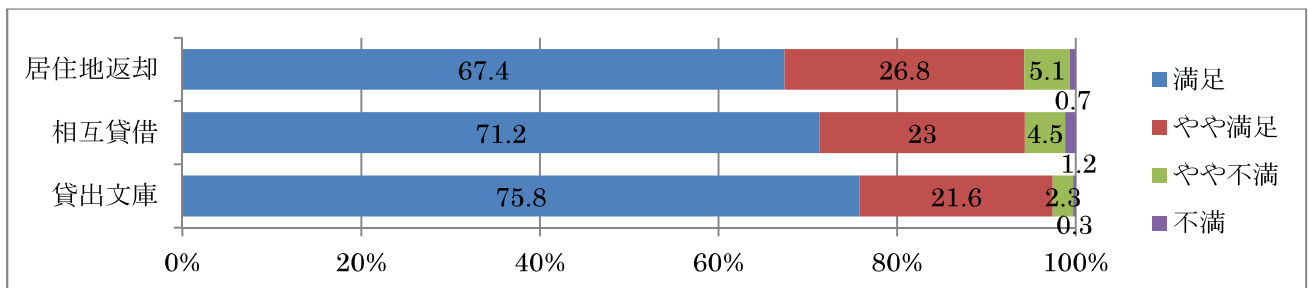
【来館者：知らないを除く】



【非来館者】



【非来館者：知らないを除く】



- 「来館者」の「居住地返却」「相互貸借」の不満の割合が高いのは、鹿児島市においてそれぞれのサービスを適用してないことによるものと考えられます。
- 「非来館者」は、「来館者」に比べて、市町村立図書館を通じたサービスについて認知度が高い。
- また、「知らない」を除く数値において、「来館者」「非来館者」はいずれの項目においても、満足・やや満足を合わせた数は90%以上である。
- すべてにおいて認知度が低い。広報が必要。

5 今後、県立図書館に充実してほしいサービス

【来館者】



サービス内容別

- <図書館資料> 1:イ 図書の充実 2:ウ 雑誌の充実 3:カ 郷土(鹿児島県)に関する資料の充実
 <図書館サービス> 1:ス 高齢者サービス 2:セ 障害者サービス 3:コ 調査相談の充実
 <支援・連携・施設設備、講座等> 1:テ ボランティア活動等の促進 2:ツ Wi-Fi環境の整備 3:ニ 職員研修の充実

【非来館者】（市町村立図書館・ホームページ）



サービス内容別

＜図書館資料＞ 1：イ 図書の充実 2：カ 郷土（鹿児島県）に関する資料の充実 3：ウ 雑誌の充実

＜図書館サービス＞ 1：セ 障害者サービス 2：コ 調査相談の充実 3：外国人等に対するサービス

＜支援・連携・施設設備、講座等＞ 1：テ ボランティア活動等の促進 2：ニ 職員研修の充実 3：ツ Wi-Fi 環境の整備

▼ ＜図書館資料＞については、上位3番目までの順位は違うが、同じ項目である。＜図書館サービス＞は、来館者は高齢者サービス、非来館者は障害者サービスがそれぞれトップ。非来館者は高齢者サービスに変わって外国人等に対するサービスが入る。＜支援・連携・施設設備、講座等＞は、上位3番目までの順位は違うが同じ項目である。

【「24 基準」による分類で整理しています】

第一 総則

一 趣旨

二 設置の基本

三 運営の基本

四 連携・協力

- ・大学図書館との連携がより密なものになると専門的な研究に足を運んでもらいやすくなるのではないか。C i N i i で閲覧可能な論文もあまり増加していないため、県内外の大学の紀要や論文集などが手に入りやすくなるとよいと思う。
- ・黎明館との協同

五 著作権等の権利の保護

六 危機管理

- ・館内での携帯電話使用不可の徹底
- ・特に土日 中高生の利用が多いが騒ぎを止めてほしい
- ・電卓室の前で中高生の話し声が大きくて迷惑。職員が見回りをするか、張り紙で注意喚起してほしい。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

(三) 広報活動及び情報公開

- ・イベント参加などをもっと気軽にできるようにしてもらいたい。詳しい情報等がもっとほしい。
- ・県立図書館へは、たまたま立ち寄るというくらいの認識のレベル。このアンケートをきっかけに県立図書館についてインターネットで検索してみます。

(四) 開館日時等

(五) 図書館協議会

(六) 施設・設備

- ・ロッカーに荷物を入れるのは、手間なのでやめられないでしょうか。
- ・ロッカーを最新式とは言わないまでももう少し良いものに替えてほしい
- ・テーブルを拭いてほしい（ガラス面なので）
- ・窓と冷水機をきれいにしてほしい

- ・イス・ベンチを少し配置してほしい（空きスペースに）
- ・PCスペースを別に設けてくださっているのがとても！！ありがたいです。本を参照しながら作業できるのでとても助かっています。継続よろしくお願い致します。
- ・学習室は広くて使いやすい（階段はキツイ）図書より学習のための利用が多くなってしまふ。
- ・男性トイレにもおむつかえシートを置いて。
- ・受付の近くにソファが欲しい。待ち合わせの時に、老齢のため立っているのがきついため
- ・自習室が涼しくなるとありがたいです。
- ・無人貸出機や閉架図書を人を介さずとも借りられるような設備もあるとありがたいです。
- ・学習室でネットを使って授業をスマホでみることもあるのでWi-Fiがあつたらすごく助かる。
- ・快適に利用させてもらっています。ただし駐車場の利用時間について空きスペースがある場合もう少し長めにお願いします。
- ・市図書のように返却ポストが各それぞれにあつたら良いですね！
- ・図書の返却が本館と県庁舎のとに限られているので、余りにも不便。返却ポストの充実をお願いします。
- ・吉野に住んでいるが、近くに返却できる場所があると助かる。
- ・返却ポストの増
- ・返却場所を増やす。
- ・えびの市図書館みたいに畳のスペースがほしい。
- ・県図書の本を中央駅など返却スペースがほしい
- ・子どもと一緒に借りられる大人の料理、実用書のスペース（・大人の蔵書のところに子どもをなかなかつれていけない…）
- ・冷暖房の効きをもう少し良くしてほしい。
- ・扇風機の設置などとてもありがたいのですが、やはり夏は少し暑く感じます。これ以上はどのようなものなのでしょうか。学習室のことです。ご検討よろしく申し上げます。
- ・学習室は節電のためクーラーがあまりついていないので、もう少し快適に勉強できるようにしてほしい。また、靴の足音が響くので、児童室のようにマットがひいてあると、気にせずに勉強に集中できる。
- ・夏場の暑さ対策 学習室等・持ち込み飲食物に対する保存対策（低温ルーム等）
- ・冬は寒く、落ち着いて本をさがせません。
- ・窓を開けたままで本が傷まないか心配（湿気や日差し）
- ・節電はわかるが、もう少しエアコンの温度を考えてほしい。夏は汗がひかず、冬はダウンコートも脱げない。

- ・エアコンの温度設定が高すぎる（夏）。
- ・学習室にも同等にクーラー・エアコンを入れてほしい。県民税を納税している立場から、快適な場を提供してほしい。
- ・学習室の机の、下の棚があるところとないところがありますが、膝があたって座りにくいので棚のない机が多い方がよい。
- ・男子トイレにもおむつ交換台の設置を
- ・学習室を1階にも設けてほしい。女性のヒールの音が響いて迷惑。
- ・駐車時間の上限を3時間ではなく5時間にしてほしい。いちいち3時間ごとに延長しに行くのは大変。
- ・照明がやや暗いのでは。LEDに変更して明るくしてほしい。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ・雑誌の保存期間について、県立図書館では「1年」と聞きました。短すぎると思います。
- ・歴史小説の充実
- ・古い本がかび臭くて扱いにくいので、保管の仕方を考慮していただきたい。
- ・外国のガイドブックが古い。
- ・外国語の書籍が少なすぎる。子どもが英語を話すので日本でも英語の本を読む機会を引き続き与えたいのだが鹿児島は非常に難しいので図書館にぜひとも今後さらに増える外国人児童のためにも努力して頂きたい。ぜひお願いします。
- ・ベストセラーよりも専門書、学術関係の本が欲しい
- ・資料（図書除く）に図書館印を押すのをやめていただきたい
- ・九州全体の動きを知るために西日本新聞を入れてほしい。
- ・看護系の本がもっとほしい
- ・看護系の本をもっとふやしてほしい！
- ・大型絵本や人形劇、エプロンシアターをお借りして誕生会などの出し物にとっても助かっていますが、だんだん同じ物がかさなってしまうので、本が新しいのが入っていただければと思います。（大型絵本・エプロンシアター・人形劇など）アンパンマンシリーズなども…職員のみなさんは大変ですが。
- ・英語の児童書が増えるとうれしい。
- ・新刊の分量をふやしてほしい
- ・方言音声資料の保存（鹿児島だけでなく宮崎・熊本・沖縄も）
- ・本が古くなっているときがあります。できれば新しい本に替えてほしいです。いつもありがとう

ございます。

- ・看護の本・高校の教科書の参考書の購入
- ・遠方のため電子図書を入れてほしい
- ・趣味の本を増やしてほしい

(二) 図書館資料の組織化

- ・本の配架方法（?一般図書の中に全集と書いてあった）

3 図書館サービス

- ・費用対効果という視点からサービスの充実を考えてください。税収は限られていますので、厚いサービスが良いというわけでもないと思うので。個人的には現状で十分なサービスを提供していると思います。
- ・もう少しフランクに管理してほしい。多数の人々が利用するにしても時代にあっていない。管理だけ充実しても利用者はいなくなる。バッグなども昔のなごり。他の施設も参考にしてほしい。令和は文化の時代といわれる。図書館の対応はすごく遅れているといろんな面で思う。デジタルにできるものはしてもいい。AI対応 人は感情を表して不快もある。
- ・新聞等の取り扱いが汚い
- ・だれもが居場所として活用できる図書館に（今は少し堅苦しい）
- ・良く利用しています。ありがとうございます。
- ・学習室しか利用したことがないため、今後利用したい。
- ・地方に住んでいるので、県立図書館の利用方法が不明
- ・児童文化室は、よく利用させて頂いています。勝手にイメージで今まで難しい本がいっぱいあると思っていました。気軽に行けたらいいと思います。
- ・ネットでの予約、閲覧、新刊や話題作の購入

(一) 貸出サービス等

- ・返却がしやすくなるともう少し頻度高く利用したいと思える
- ・貸出5冊はやや少ない
- ・この春ごろ週刊誌の健康記事をコピーしようとしたところ「内容によっては制限がある」と女性職員の方に言われました。新刊のコピー禁止以外、コピーする内容には制限はないと思いますが。
- ・古い雑誌等も貸し出した方がよい
- ・鹿児島市立図書館の閲覧がしやすい感じがする
- ・1週～10日ほどの割合で利用していますが、5冊はすぐ読み終えるのでせめて10冊に。たびたび来るのも車等で不便です。
- ・新着図書が市立図書館とくらべて遅い。

- ・もっと新しい情報・図書が欲しい。郷土とか過去のものとかばかり！
- ・蔵書資料（黄ラベル）について館外貸出を検討できませんか。
- ・複写でなくコピーとか分かりやすい言葉を使ってほしい。
- ・全体的に書架の資料を閲覧室に出して貰った方が選択しやすいと思いますが。
- ・雑誌（月刊誌等）日付の過ぎた本に関して、貸出しがあるとうれしいです。
- ・市立図書館に比べ使いにくい（仕組みが堅苦しい）したがって普段は遠くても市立に行く。家はこちらに近いのでこれからは（年をとると）こちらを使いたいと考えているところです。市立ほどに自分がなじむまでは時間がかかりそうです。よろしく願います。
- ・図書のシミ等（落丁、雨に濡れたのか紙面が波打っている）が多い。
- ・貸出冊数5冊から10冊へ希望する。相互貸借本が届くのが遅い。
- ・貸出不可が多いように感じます。本当に必要なもの以外は貸出した方がよいと思います。図書館の本来の機能は本人の調べたりすることをサポートなり容易にすることだと思います。行政資料、辞書等も積極的に貸出してよいと思います。
- ・雑誌の貸出をして欲しい。
- ・予約した本がかなり長い間返却されず、ずっと借りられないことが多い。（相手があることなので、難しいとは思いますが）その本が突然借りられることになり、TEL をうけ1週間のとり置きというのは少し残念です。つい2-3日前に借りに行っただけのこともあり、その場合、次の返却と同時にかりられたら、何度も行かずにすむと思います。子どもの本の場合、休日しか行けませんし。ご検討ください。
- ・同一作家の本がバラバラにおいてある。作家ごとにおいてあれば親切。
- ・児童書でぜひ子どもに読んでほしいものが書庫に配架してある
- ・相互貸借本を館内閲覧だけでは厳しい（？知覧図書館の本が谷山地区はOKで武町はNGと書いてあった）
- ・黄色や銀色の印の大小で借りられたり借りられなかったりするので、もっとわかりやすい貸出禁止表示方法はないか？
- ・1回の貸出冊数を増やしてほしい
- ・話題の本を読みたいです。
- ・特別貸出も、相互貸借させていただければ
- ・視聴覚関係（ブルーレイ、DVD、CD）の充実を希望しています（拡充）。
- ・郷土資料が貸出できない本が多い。

- ・相互貸借をした際に、破損している状態で届くことがあります。貸出票に、破損箇所を記入して貸してくださると、こちらに届いてから確認の電話をすることもなく、お互い不要な手間をとらずにすむと思います。
- ・研究書、専門書の貸出期間がもう少し長いと助かります。レポート等の作成には、途中で返却を余儀なくされます。

（二） 情報サービス

- ・本の表紙を（オンラインデータベースの画面上に）表示してほしい
- ・目次データまで入力してほしい
- ・ネットが繋がらない
- ・検索が難しい。うまくヒットしない。ずっとたどっていくと、目的の本を発見出来る。

（三） 地域の課題に対応したサービス

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

（四） 利用者に対応したサービス

ア（児童・青少年に対するサービス）

イ（高齢者に対するサービス）

ウ（障害者に対するサービス）

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス）

- ・絵本の読み聞かせの日数を増やしてほしい。午前中時間帯も設けてほしい。
- ・読みきかせの回数を増やしてほしい

オ（外国人等に対するサービス）

- ・（再）外国のガイドブックが古い。
- ・（再）外国語の書籍が少なすぎる。子どもが英語を話すので日本でも英語の本を読む機会を引き続き与えたいのだが鹿児島は非常に難しいので図書館にぜひとも今後さらに増える外国人児童のためにも努力して頂きたい。ぜひ願います。

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス）

（五） 多様な学習機会の提供

- ・多業種交流スペースを作ると面白いと思う
- ・市民が一緒になって開催できるイベントの充実、他施設との連携
- ・市町村図書館でもイベントをしてほしい

・ビブリオバトルに一度参加してみたいです。また、子育て中のママ達が気軽に来園できるとうれしいと思う。あと、読みたいと思える本が少ない。おすすめの本の相談会とかあれば楽しそう。

(六) ボランティア活動等の促進

4 職員

(一) 職員の配置等

・夜も正規の司書を増やしてほしい

(二) 職員の研修

・小さな子がいるので駐車場の場所を配慮していただけるのが助かっている。職員の接遇もとてもよい。

・見回りなざる職員の足音、サンダルをベタベタさせる音が気になります。日常生活では問題ないでしょうが静寂な中では耳障りです。

・児童室カウンターの方が携帯にかかってきた電話に出られてカウンターで話をしていたことがあり職務中どうなのかな?と思った。見る限り緊急な様子でもなかったの。(以前に1度だけです)

・受付カウンターの接遇研修をもっとした方がいいと思います。

・私の住んでいる霧島には7ヶ所の図書館があります。中でも国分図書館はスタッフの人達をはじめとして、そのサービス対応は日本一だと私は思います。先日司書の方々の待遇改善の法案が国会で取りあげられていましたが遅すぎた感があります。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

【1㉑ ア資料の紹介・提供】

・市町村等への貸出返却サービスがとても有り難いです。

・移動図書館の実施

【1㉒ イ情報サービス】

【1㉓ ウ図書館資料の保存】

【1㉔ エ郷土資料及び地方行政資料の電子化】

【1㉕ オ図書館の職員の研修】

【1㉖ カその他 図書館の運営】

・なかなか、直接来館できません。遠隔地でも利用できるサービスがもっと充実したらうれしいです。

・地方の市町村立図書館や学校との連携の充実

【1㉗ 円滑な搬送の確保】

・県立図書館で借りて、市町村図書館に返却すると、返却までの期間がかかりすぎて本が借りられない。

・相互貸借に時間がかかる。

・相互貸借サービスの充実

・学校図書館にも使送便の枠を広げていただきたいです。学校現場の方々の負担を少しでも軽くしていただきたいです。地方の図書館同士の相互貸借にも使送便を使わせていただきたいです。またできれば毎日(せめて平日だけでも)便があると助かります。県内全体の本を自由に気軽に活用できるような仕組みづくりは地方の図書館には行うことができないことです。他の都道府県なみの水準になるといいなと思います。

・学校図書館がもっと利用しやすいようになると良いと思います。相互貸借の便など改善されるとより幅広く活用させていただけるのでぜひお願いしたいところです。

・遠方に住んでいますが、相互貸借で本を借りることが出来て大変たすかります。しかし、ネット予約と相互貸借での予約が上手く連携できるようになればと願っております。よろしくお願ひします。(相互貸借をネットでできるようにとの意)

2 施設・設備

・館内に喫茶を設けてほしい

・駐車場の増設、地下駐車場の広報の充実?

・駐車場が満車になっていることが多いと思う。

・児童書コーナーを増やしてほしい

・施設拡張。(棚を増設できればもっと閲覧できる冊数が増えそう。)

・児童の自習室の充実もしてほしい。

・市の図書館にない本がたくさんあり、楽しみに利用させていただいています。喫茶室などがあれば、気分転換になりそうです。

・熊本の蘆屋書店熊本三年坂店のごとく、コーヒー片手に本を読むイートインスペースBook & CAFEがあると良いと思う。県内全体にも拡がってほしい。

3 調査研究

・もっと図書館への理解を深めてほしい。

4 図書館資料

5 職員

6 準用

鹿児島県立図書館「市町村立図書館(室) アンケート」結果 (令和元年7月)

【「24 基準」による分類で整理しています】

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

【1㊦ ア資料の紹介・提供】(8件)

▲ 貸し出しサービスの充実。さらに充実を図り、連携を深めさせていただきたい。

▲ 障害者サービス(デジ図書やマルチメディアデジ図など)を公共図書館、学校、個人、貸し出しできるようにしてほしい

▲ 県立図書館による移動図書館の実施により、町内の図書館に所蔵していない書籍を住民に提供してほしい。

▲ 障害者、高齢者サービス(認知症含め、様々な障害をもっておられる方の判断はとても難しい。専門的な職員の配置や当事者への思いやりのある支援ができればと思います)

▲ 利用者に対応したサービス(映画・TV等の原作を紹介すると共に、映画とTV制作の舞台裏等も紹介することで活字の興味をひきだせると思われる)

▲ 地域資料の意義、郷土資料や地方新聞の記事等の地域資料の収集、活用の仕方

▲ 国立国会図書館等の資料の取り寄せ(専門書等は町図書室にはなく、県立図書館等にもない場合、国立国会図書館等からの情報提供を県立図書館に担ってほしい。)

▲ 貸出サービス等(利用者の方の要求に迅速に対応すること。早急に対応すること)

【1㊧ イ情報サービス】(1件)

▲ 市町村立図書館におけるレファレンスへの協力体制構築(単独では解決できないレファレンスについても、速やかに解決を図ることが可能になる。スタッフのレファレンススキルも向上する。)

【1㊨ ウ図書館資料の保存】

【1㊩ エ郷土資料及び地方行政資料の電子化】

【1㊦ オ図書館の職員の研修】(12件)

▲ 職員研修に対しての最先端(情報化・国際化の進展等に留意した)の情報やスキル等の紹介・提供、研修会の実施

▲ 図書館職員の研修に関して、初級者以上の研修の充実を図っていただきたい

▲ 「館長の育成こそ、図書館の基盤である」という視点にたった館長研修の充実

▲ 大人の朗読会支援(・指導者の育成・指導者の派遣)

▲ 学校司書へのスキルアップのための機会を増やして欲しい

▲ 指定管理による運営も現存することから例えば、「民間法人による自由競争」・「創意工夫された管理運営」・「費用対効果」などのテーマに基づく研修会も欲しい。併せて特定のテーマ別研修会の企画も。

▲ 各自治体の図書館に県立図書館の職員を派遣していただき、各自治体の図書館にあった指導助言を頂きたい。

▲ ボランティア活動等の促進(市町村図書館によるボランティア養成講座に係る最新の資料提供や、県民に向けてのボランティア養成講座を積極的に開催していただきたい)

▲ 学ぶ場の充実(お話の手法等、学びあう場の設定を小規模でよいので行ってほしい。(講師に県図の指導主事の先生方)

▲ 多様な学習機会の提供(小規模な研修会、対象人数30~40名などを数多く開催するのはどうか。研修会の日程や内容の選択肢が増えると、参加しやすいため。)

▲ 図書館職員の研修(離島や分館・分室等の小規模な図書館(室)向けの研修会、情報交換できる場)

▲ 図書館職員の研修に関すること(旅費等の都合でなかなか参加出来ない状況にある。そのため、出前講座等を行っていただければありがたい。)

【1① カその他 図書館の運営】(9件)

▲ 県立の学校への支援や団体貸出・調べ学習のセット貸出サービス

▲ 図書館運営における危機管理マニュアルを作成し、指導・助言を行ってほしい

▲ 定期的に著作権法に関する手引書の作成や改定などを行ってほしい。

▲ 著作権等の権利の保護(複写サービス、DVDの大型スクリーンでの映写、写真掲載など)まで著作権法が適用されるのか。また、それにともなっている出版社、発売元との関わり方等)

▲ 「指定管理者制度による図書館運営のあり方指針の策定」を「鹿児島県立図書館基本的運営方針」に含めて欲しい。

▲ 広報活動及び情報公開(更なる利用者登録、住民の関心を高め、多くの参加者を呼び込むこと)

▲ 相互貸借についての広報活動を連携したい。(利用者の方々に広く知っていただき、活用していただきたい。図書資料の利用者ニーズに対して、町図書室の蔵書だけでは対応が難しく、近隣市町や県立図書館との連携が必須となるため)

▲ 児童・青少年に対するサービス(子どもの読書離れを防ぐため、保護者を対象とした講座や講演等を実施し読書への意識を高めてほしい。)

▲ 乳幼児とその保護者に対するサービス(「読書の楽しみ方」を乳幼児期から児童期、学生へと成長段階に応じて上手くつないでいくためにも重点的に取り組んでほしい。)

【1② 円滑な搬送の確保】(4件)

▲ 市町村同士の相互貸借の物流支援と県立の学校への支援や団体貸出・調べ学習のセット貸出サービスとその物流の確保

▲ 相互貸借支援(県の使送便の有効利用を部分的・限定的にでも実現出来ればと思います)

▲ 相互貸借の資料搬送の支援(各市町村立図書館が郵送で行っている相互貸借を県使送便で搬送していただけるようお願いしたい)

▲ 相互貸借等に係る物流の整備充実(物流の整備ができ、どこからでも気兼ねなく、借受できるようになるとありがたい)

2 施設・設備(1件)

▲ 公共図書館のIT化(公共図書館等のIT化の促進は時代の要請であり、家庭に居ながらにして学べる環境づくりは今日的課題である為)

3 調査研究(1件)

▲ 調査研究(町の図書室運営に活用したいため、各種調査の結果をわかりやすい形で共有していただくとありがたい。)

4 図書館資料(5件)

▲ 現在の紙(原紙)・(タブロイド)/マイクロフィルム等のアナログデータをデジタルデータへ変更し、ネット検索等にて閲覧可能にして欲しい。

▲ 図書館資料の充実(市町村立図書館の要望に応えるため、予算の確保並びに図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めていただきたい)

▲ 図書館のハイブリッド化(Wifi環境や電子媒体、インターネットの組み合わせによる利用促進。マイクロフィルムをデータベースでの保存に切り替えて利用者がパソコンで検索できるよう要望します。)

▲ 県町立図書館の蔵書をアプリで確認できるようになれば借りたい本の検索が容易になり、図書館の利用増にもなると思われる。

▲ 館外貸し出し禁止資料のデジタルアーカイブ化(相互貸借サービスで利用できない貴重資料をインターネットで閲覧できるようになればとても便利のため。)

5 職員

6 準用

図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)
最終改正：平成十一年一月二二日法律第一六〇号

第一章	総則 (第一条— 第九条)
第二章	公立図書館 (第十条— 第二十三条)
第三章	私立図書館 (第二十四条— 第二十九条)
	附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの

二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

三 三年以上司書補（国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。）として勤務した経験を有する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で第六条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

第七条 削除

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に

対し、官報その他一般公衆に対するこう報の用に供せられる印刷局発行の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(公立図書館の基準)

第十八条 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (平成24年12月19日 文部科学省告示第172号)

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成24年12月19日から施行する。

平成24年12月19日 文部科学大臣 田中眞紀子

目次

- 第一 総則
 - 一 趣旨
 - 二 設置の基本
 - 三 運営の基本
 - 四 連携・協力
 - 五 著作権等の権利の保護
 - 六 危機管理
- 第二 公立図書館
 - 一 市町村立図書館
 - 1 管理運営
 - (一) 基本的運営方針及び事業計画
 - (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
 - (三) 広報活動及び情報公開
 - (四) 開館日時等
 - (五) 図書館協議会
 - (六) 施設・設備
 - 2 図書館資料
 - (一) 図書館資料の収集等
 - (二) 図書館資料の組織化
 - 3 図書館サービス
 - (一) 貸出サービス等
 - (二) 情報サービス
 - (三) 地域の課題に対応したサービス
 - (四) 利用者に対応したサービス
 - (五) 多様な学習機会の提供
 - (六) ボランティア活動等の促進
 - 4 職員
 - (一) 職員の配置等
 - (二) 職員の研修
 - 二 都道府県立図書館
 - 1 域内の図書館への支援
 - 2 施設・設備
 - 3 調査研究
 - 4 図書館資料
 - 5 職員
 - 6 準用
- 第三 私立図書館
 - 一 管理運営
 - 1 運営の状況に関する点検及び評価等
 - 2 広報活動及び情報公開
 - 3 開館日時
 - 4 施設・設備
 - 二 図書館資料
 - 三 図書館サービス
 - 四 職員

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指

標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

（六）施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンス

サービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実にも努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・

提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長とし

て、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

（二）職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に答えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

図書館の自由に関する宣言

日本図書館協会
1954採択
1979改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもつとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である

知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。

3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。

4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。

5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。

外国人も、その権利は保障される。

6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、

(1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

(3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

(4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

(5) 寄贈資料の受入にあたっては同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもつていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

(1) 人権またはプライバシーを侵害するもの

(2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの

(3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。

3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。

4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。

2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。

3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。

検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。

したがって、図書館はすべての検閲に反対する。

2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。

3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。

2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。

3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。

4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である

(1979. 5. 30 総会決議)